

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (①法適用企業)

(下北医療センター)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円、%)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
		(当初計画前々年度)	(当初計画前年度)	(当初計画前年度)	(当初計画前2年度)	(当初計画前3年度)	(当初計画前4年度)	(実績)	(当初計画前5年度)	(実績)	(延長計画前3年度)	(実績)	(延長計画前4年度)	(実績)	(延長計画前5年度)	(計画見直し)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(実績)	(延長計画前2年度)	(実績)	(延長計画前3年度)	(実績)	(延長計画前4年度)	(実績)	(延長計画前5年度)	(計画見直し)
収 益 的 収 入	1. 医 業 収 益 (A)	10,430	10,906	11,011	10,312	9,855	9,978	10,045	9,935	9,508	9,932	9,809	9,919	9,746	9,919	9,765
	(1) 料 金 収 入	10,027	10,556	10,662	9,880	9,347	9,362	9,498	9,416	8,903	9,412	9,209	9,399	9,205	9,399	9,205
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(3) そ の 他	403	350	349	432	508	516	547	519	605	520	600	520	541	520	560
	2. 医 業 外 収 益	737	1,042	996	1,039	1,544	1,450	1,485	1,352	1,648	1,282	1,487	1,243	1,588	1,242	1,582
	(1) 補 助	341	893	664	651	1,118	726	1,048	589	1,053	655	727	639	880	638	822
	他 会 計 補 助 金	255	221	301	337	805	417	740	287	746	275	380	261	550	260	485
	そ の 他 補 助 金	86	672	363	314	313	309	308	302	307	380	347	378	330	378	337
	(2) そ の 他	396	149	332	388	426	724	437	763	595	627	760	604	708	604	760
	収 入 計 (C)	11,167	11,948	12,007	11,351	11,399	11,328	11,530	11,287	11,156	11,214	11,296	11,162	11,334	11,161	11,347
収 益 的 支 出	1. 医 業 費 用	11,410	11,696	11,820	10,981	10,669	10,451	10,652	10,515	10,487	10,460	10,785	10,281	10,810	10,280	11,148
	(1) 職 員 給 与 費	5,440	5,224	5,319	5,358	5,313	5,348	5,385	5,422	5,287	5,379	5,195	5,284	5,067	5,283	5,265
	基 本 給	2,558	2,451	2,444	2,392	2,365	2,354	2,306	2,399	2,284	2,379	2,259	2,325	2,184	2,324	2,285
	退 職 手 当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他	2,882	2,773	2,875	2,966	2,948	2,994	3,079	3,023	3,003	3,000	2,936	2,959	2,883	2,959	2,980
	(2) ① 材 料 費	2,876	3,209	3,197	3,193	2,923	2,660	2,897	2,655	2,634	2,648	2,719	2,645	2,739	2,645	2,765
	う ち 薬 品 費	1,617	1,753	1,797	1,748	1,556	1,325	1,573	1,311	1,466	1,312	1,508	1,310	1,658	1,310	1,676
	② 経 費	2,371	2,652	2,610	1,801	1,828	1,951	1,791	1,957	1,984	1,837	2,211	1,906	2,273	1,906	2,361
	う ち 委 託 料	821	824	828	609	574	584	601	592	606	592	608	589	634	589	665
	③ そ の 他	50	55	105	54	60	54	55	48	47	49	64	50	103	50	64
(3) 減 価 償 却 費	673	556	589	576	545	538	524	533	535	547	596	496	628	496	693	
2. 医 業 外 費 用	801	800	770	755	721	679	682	632	636	552	564	507	453	506	548	
(1) 支 払 利 息	538	515	503	489	457	440	411	405	361	362	316	320	196	319	183	
(2) そ の 他	263	285	267	266	264	239	271	227	275	190	248	187	257	187	365	
支 出 計 (D)	12,211	12,496	12,590	11,736	11,390	11,130	11,130	11,334	11,147	11,123	11,012	11,349	10,788	11,263	11,696	
経 常 損 益 (C)-(D) (E)	▲ 1,044	▲ 548	▲ 583	▲ 385	9	198	196	140	33	202	▲ 53	374	71	375	▲ 349	
特 別 利 益 (F)	549	595	734	997	456	372	565	717	682	1,141	1,164	1,149	652	1,389	502	
特 別 損 失 (G)	15	14	20	26	32	15	9	17	17	17	25	17	785	17	33	
特 別 損 益 (F)-(G) (H)	534	581	714	971	424	357	556	700	665	1,124	1,139	1,132	▲ 133	1,372	469	
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)	▲ 510	33	131	586	433	555	752	840	698	1,326	1,086	1,506	▲ 62	1,747	120	
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)	▲ 17,024	▲ 16,989	▲ 16,859	▲ 16,270	▲ 5,446	▲ 4,684	▲ 4,518	▲ 3,844	▲ 3,710	▲ 2,155	▲ 2,521	▲ 779	▲ 2,583	734	▲ 2,463	
流 動 資 産 (J)	6,378	6,898	6,721	7,483	6,093	6,072	6,460	5,821	6,128	5,829	6,365	5,893	5,948	5,893	6,167	
う ち 未 収 金	5,880	6,399	5,843	6,386	5,189	5,527	5,717	5,277	5,307	5,277	5,485	5,274	5,145	5,274	5,249	
流 動 負 債 (K)	14,337	14,468	13,675	13,460	11,323	10,520	10,633	9,194	9,347	7,540	8,128	5,814	6,651	4,379	6,366	
う ち 一 時 借 入 金	13,478	13,611	12,407	11,430	10,472	9,554	9,599	8,567	8,613	7,116	7,150	5,471	5,311	4,034	4,570	
う ち 未 払 金	510	535	594	1,359	615	774	868	391	453	342	671	341	1,045	341	621	
累 積 欠 損 金 比 率 ($\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$)	163.2	155.8	153.1	157.8	55.3	47.4	45.0	38.7	39.0	21.7	25.7	7.9	26.5	▲ 7.4	25.2	
地 方 財 政 法 施 行 令 第 19 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)	7,959	7,570	6,954	5,977	5,230	4,448	4,181	3,373	3,219	1,711	1,763	▲ 79	703	▲ 1,514	199	
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)	10,430	10,906	11,011	10,312	9,855	9,978	10,045	9,935	9,508	9,932	9,809	9,919	9,746	9,919	9,765	
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((L)/(M) × 100)	76.3	69.4	63.2	58.0	53.1	45.0	41.6	34.0	33.9	17.2	18.0	▲ 0.8	7.2	▲ 15.3	2.0	
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)	7,959	7,570	6,954	5,977	5,230	4,448	4,181	3,373	3,219	1,711	1,763	▲ 79	703	▲ 1,514	199	
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)	0	0	0	0	0	0	0	0	56	0	83	0	165	0	263	
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)	10,430	10,906	11,011	10,312	9,855	11,073	11,264	11,137	10,777	11,127	11,060	11,121	10,996	11,114	11,015	
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((N)/(P) × 100)	76.3	69.4	63.1	58.0	53.1	40.1	37.1	30.2	29.8	15.3	15.9	▲ 0.7	6.3	▲ 13.6	1.8	

(下北医療センター)

(単位:百万円,%)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
区 分		(当初計画前々年度)	(当初計画前年度)	(当初計画前年度)	(当初計画前2年度)	(当初計画前3年度)	(当初計画前4年度)	(実績)	(当初計画前5年度)	(実績)	(延長計画前3年度)	(実績)	(延長計画前4年度)	(実績)	(延長計画前5年度)	(計画見直し)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(延長計画前年度)		(延長計画前2年度)		(延長計画前3年度)		(延長計画前4年度)		(延長計画前5年度)	
資 本 的 収 入	1. 企 業 債 償 還 金	252	737	311	432	306	829	798	580	804	460	2,193	450	856	450	414
	うち 資本費平準化債	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3. 他 会 計 補 助 金	3	1	1	500	153	4	148	0	242	0	1	0	30	0	35
	4. 他 会 計 負 担 金	505	257	290	442	531	459	469	495	475	447	570	464	575	464	567
	5. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	6. 国 (都 道 府 県) 補 助 金	295	5	14	11	87	279	206	489	318	0	134	0	172	0	31
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金	115	84	30	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	8. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	9. そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	6	0	0
計 (A)	1,170	1,084	646	1,395	1,077	1,568	1,621	1,264	1,847	607	2,900	614	1,639	614	1,047	
(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)	0	0	0	0	2	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0
純 計 (A)-(B) (C)	1,170	1,084	646	1,395	1,075	1,568	1,613	1,264	1,847	607	2,900	614	1,639	614	1,047	
資 本 的 支 出	1. 建 設 改 良 費	559	757	305	664	889	1,113	959	810	1,408	468	865	464	1,107	464	468
	うち 職員給与費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2. 企 業 債 償 還 金	757	590	562	633	690	784	981	790	793	679	2,463	692	894	692	929
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5. そ の 他	0	0	0	360	150	0	5	0	16	0	25	0	27	0	33	
計 (D)	1,316	1,347	867	1,657	1,729	1,894	1,945	1,600	2,217	847	3,353	853	2,028	853	1,430	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	146	263	221	262	654	326	332	336	370	240	453	242	389	242	383	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	0	177	238	274	280	311	316	219	305	220	388	220	383
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	7	0	0	0	0
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4. そ の 他	0	0	0	24	360	0	0	0	1	0	141	0	1	0	0
計 (F)	0	0	0	201	598	274	280	311	320	219	453	220	389	220	383	
補 て ん 財 源 不 足 額 (E)-(F)	146	263	221	61	56	52	52	25	50	21	0	22	0	22	0	
他 会 計 借 入 金 現 在 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
企 業 債 現 在 高 (H)	8,627	8,773	8,541	8,341	7,958	8,005	7,775	7,794	7,786	7,277	7,516	6,736	7,478	6,194	6,963	

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

年 度		平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
区 分		(当初計画前々年度)	(当初計画前年度)	(当初計画前年度)	(当初計画前2年度)	(当初計画前3年度)	(当初計画前4年度)	(実績)	(当初計画前5年度)	(実績)	(延長計画前3年度)	(実績)	(延長計画前4年度)	(実績)	(延長計画前5年度)	(計画見直し)
区 分		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(延長計画前年度)		(延長計画前2年度)		(延長計画前3年度)		(延長計画前4年度)		(延長計画前5年度)	
収 益 的 収 支 分	うち 基準内繰入金	1,220	867	1,272	1,701	1,742	4,606	1,844	1,868	2,174	2,223	2,447	2,189	2,029	2,479	1,888
	うち 基準外繰入金	981	645	895	1,329	613	1,068	793	970	872	931	1,050	904	1,232	911	1,242
資 本 的 収 支 分	うち 基準内繰入金	239	222	377	372	1,129	538	1,051	898	1,302	1,292	1,397	1,285	797	1,568	646
	うち 基準外繰入金	508	259	291	942	684	460	618	495	717	447	573	462	606	462	603
	うち 基準内繰入金	497	248	282	423	480	424	433	462	440	409	535	422	524	422	505
	うち 基準外繰入金	11	11	9	519	204	36	185	33	277	38	38	40	82	40	98
合 計		1,728	1,126	1,563	2,643	2,426	2,066	2,462	2,363	2,891	2,670	3,020	2,654	2,635	2,944	2,491

(3) 経営指標等

(下北医療センター)

(単位:%)

	平成17年度 (当初計画前々年度) (決算)	平成18年度 (当初計画前年度) (決算)	平成19年度 (当初計画初年度) (決算)	平成20年度 (当初計画第2年度) (決算)	平成21年度 (当初計画第3年度) (決算)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画第2年度)	平成23年度 (実績)	平成24年度 (延長計画第3年度)	平成24年度 (計画見直し)	平成25年度 (延長計画第4年度)	平成25年度 (計画見直し)	平成26年度 (延長計画第5年度)	平成26年度 (計画見直し)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)	76.2	69.3	63.2	58.0	53.1	45.0	41.6	34.0	33.9	17.2	18.0	—	7.2	—	2.0	
料金回収率※ (%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
資本費 (円又は%)	9.9	8.2	8.3	8.6	8.5	8.2	0.1	8.1	0.1	8.1	8.5	7.4	7.9	7.4	8.4	
総収支比率(法適用) (%)	95.8	100.3	101.0	105.0	103.8	105.0	106.6	107.5	106.3	112.0	109.5	113.0	99.5	116.2	101.0	
経常収支比率(法適用) (%)	91.5	95.6	95.4	96.7	100.1	101.8	101.7	101.3	100.3	101.8	99.5	103.5	100.6	103.5	97.0	
営業収支比率(法適用) (%)	91.4	93.2	93.2	93.9	92.4	94.5	94.3	94.5	90.7	95.0	91.0	96.5	90.2	96.5	87.6	
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)	163.2	155.8	153.1	157.8	55.3	47.4	45.0	38.7	39.0	21.7	25.7	7.9	26.5	—	25.2	
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	10.4	6.9	10.0	13.8	14.7	13.7	15.2	15.6	18.4	18.0	19.6	17.8	16.9	19.8	15.9
	うち基準内繰入金 (%)	8.4	5.1	7.0	10.8	5.2	9.1	6.6	8.1	7.4	7.5	8.4	7.3	10.3	7.3	10.5
	うち基準外繰入金 (%)	2.0	1.8	3.0	3.0	9.5	4.6	8.6	7.5	11.0	10.5	11.2	10.4	6.6	12.5	5.4
	資本的収入分 (%)	43.4	23.9	45.0	67.5	63.5	29.3	38.3	39.2	38.8	73.6	19.8	75.6	37.0	75.6	57.6
	うち基準内繰入金 (%)	42.5	22.9	43.7	30.3	44.5	27.0	26.8	36.6	23.8	67.4	18.5	69.1	32.0	69.1	48.2
	うち基準外繰入金 (%)	0.9	1.0	1.4	37.2	18.9	2.3	11.5	2.6	15.0	6.3	1.3	6.5	5.0	6.5	9.4

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 総収支比率 (%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率 (%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率 (%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率 (%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 繰入金比率 (%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価 (円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))/年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)
但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%)＝使用料収入※／汚水処理費※×100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された(又は報告すべき)数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち(再掲)と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(下北医療センター)

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	・料金設定については診療報酬によって定められているが、外来から入院へ重点をシフトしてきている。
2 他会計繰入金の見込み	・むつ総合病院については第五次病院事業経営健全化計画により策定している繰入を平成14年度から平成20年度まで行い、資金不足を解消している。他施設においては不良債務解消に向けた繰入を平成21年度より順次行っていく方針で策定している。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	・むつ総合病院については毎年度医療機器の更新を予定している。また、メンタルヘルス科診療棟改築事業を継続(平成22年度～平成24年度)であるが、収益増は見込んでいない。
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

- ① 料金設定の考え方、料金収入の見込み
現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。
 - ② 他会計繰入金の見込み
他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。
 - ③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み
大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。
 - ④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの
収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。
- 2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。
- 3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し	①	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業であるため、診療報酬による料金水準である。 ・むつ総合病院については平成18年8月より入院基本料の7:1看護基準を満たすように看護師の配置を行っている。 ・大間病院については入院基本料の10:1看護基準を満たすように看護師の配置を行っている。
○ 定員管理	③	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業は専門的職種が多く、有資格者の確保や診療報酬獲得など運営上必要であることから単純な削減は難しいものの、窓口業務や給食業務の委託、事務職の兼務や支払事務の一元化などを進めている。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	<ul style="list-style-type: none"> ・看護師等の確保すること、及び同職種の近隣民間給与等を勘案した給与水準(手当)の適正化を図る。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	②	<ul style="list-style-type: none"> ・特殊勤務手当については、平成15~17年度において廃止・縮小等の見直しを行っている(医師を除く)
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	②	<ul style="list-style-type: none"> ・退職時特別昇給については行っていない。また、退職手当については退職手当組合に加入している。
◇ 福利厚生事業のあり方		
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	<ul style="list-style-type: none"> ・佐井地区診療所は医科が大間病院に統合。風間浦診療所は指定管理者制を導入済み。脇野沢診療所は歯科を川内病院(平成21年度より診療所)へ統合済み。 ・事務用機器等使用台数の見直し(複合機の活用によるプリンター、コピー機及びファクシミリの台数縮減) ・すべての契約案件について契約内容見直し、及び今後の対応について検討(再リース活用、契約内容見直し) ・一時借入金借入利率の低減(資金調達コストの低減)
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	②⑤	<ul style="list-style-type: none"> ・佐井地区診療所は医科が大間病院へ統合。風間浦診療所は指定管理者制を導入済み。脇野沢診療所は歯科を川内病院(平成21年度より診療所)へ統合済み。大畑診療所は指定管理者導入済み。むつりハビリテーション病院については、指定管理者利用料金制の導入済み。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保		
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組	①	・診療、運営体制を診療報酬体系に適応させ、適確な診療報酬請求を確保し、収益の増額を図る。 (病院事業であることから診療報酬に定められた料金となっている。なお、自由診療は割高に設定している。)
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開		・予算、決算及び資金不足比率並びに経営健全化計画及びその進捗状況について、公式ホームページ及び構成市町村の広報紙を利用して公表している。
○ 行政評価の導入		
4 その他	①	・大間病院において平成21年度より収入確保対策として特定健診の受入を行う。

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	(全体) ・人的資源の効率的な配置と、給与等の調整 (むつ総合病院) ・事務用機器等使用台数の見直し(複合機の活用によるプリンター、コピー機及びファクシミリ)の台数縮減) ・すべての契約について内容調査し、及び今後の対応について検討(再リース活用、契約期間・金額・内容見直し。) ・一時借入金借入利率の低減(資金調達コスト低減)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	・病院事業であるため、料金の適正化は行っていないが、むつ総合病院は18年8月より入院基本料の7:1、大間病院は平成20年9月より10:1看護基準を満たす看護師の配置を行っている。 →むつ総合病院は、23年3月より看護師不足のため10:1となったことから、他の加算取得に向けメディカルクラーク、看護助手を増員。 ・大間病院において特定健診の受入による収入増加を図る。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	・計画を上回る資金不足が生じた場合は解消に向けた一般会計からの繰入を行う。
4 その他	

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

(下北医療センター)

2 年度別目標等

(5) 病院事業【延長計画策定団体】

●年度別目標

(単位:人、百万円、%)

分類	課題	目標又は実績	平成18年度 (当初計画前年度)	平成19年度 (当初計画初年度)	平成20年度 (当初計画第2年度)	平成21年度 (当初計画第3年度) (延長計画前年度)	平成22年度 (当初計画第4年度) (延長計画初年度)	平成22年度 (実績)	平成23年度 (当初計画第5年度) (延長計画第2年度)	平成23年度 (実績)	当初計画合計	平成24年度 (延長計画第3年度)	平成24年度 (実績)	平成25年度 (延長計画第4年度)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (延長計画第5年度)	平成26年度 (計画見直し)	延長計画合計	実績合計
累積欠損金比率	当初計画の目標値			150.0	157.8	149.6	139.6	44.9	130.1	39.0									
	(実績値)		155.8	153.1	157.8	55.3													
企業債現在高	当初計画の目標値			8,549	7,982	7,395	6,819	7,775	6,256	7,786									
	(実績値)		8,773	8,541	8,341	7,958						7,277	7,516	6,736	7,478	6,194	6,963		

当初計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保		0.0	74.0	74.0	74.0	74.0	74.0	74.0											
		改善効果額		0.0	74.0	74.0	74.0	74.0	74.0	74.0	296.0										
		患者一日一人当収入の増	323.2	399.1	493.5	463.2	433.1	496.8	433.1	165.4											
		改善効果額		399.1	493.5	463.2	433.1	496.8	433.1	165.4	2,018.0										
		その他	22.6	22.7	29.4	29.3	29.4	36.8	29.4	35.7											
		改善効果額		22.7	29.4	29.3	29.4	36.8	29.4	35.7	153.9										
		駐車場料金等	22.6	22.7	29.4	29.3	29.4	36.8	29.4	35.7											
		改善効果額		22.7	29.4	29.3	29.4	36.8	29.4	35.7	153.9										
		改善効果額		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0										
		改善効果額		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0									
費用削減	費用削減	人件費の見直し																			
		うち退職手当以外																			
		うち正職員	134.6	104.3	111.9	68.9	96.8	90.7	96.8	91.7											
		改善効果額		104.3	111.9	68.9	96.8	90.7	96.8	91.7	467.5										
		うち非常勤職員	12.4	12.3	9.7	8.4	12.2	12.7	12.2	11.0											
		改善効果額		12.3	9.7	8.4	12.2	12.7	12.2	11.0	54.1										
		その他	177.8	210.2	210.7	438.5	186.9	292.6	186.9	264.3											
		改善効果額		210.2	210.7	438.5	186.9	292.6	186.9	264.3	1,987.3										
		材料費の削減	41.5	55.5	64.9	285.3	55.4	97.0	55.4	116.4											
		改善効果額		55.5	64.9	285.3	55.4	97.0	55.4	116.4	1,129.1										
委託料の削減等	136.3	154.7	145.8	153.2	131.5	204.6	131.5	199.9													
改善効果額		154.7	145.8	153.2	131.5	204.6	131.5	199.9	858.2												
当初計画改善効果額 合計											5,262.9										
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)											8.1										

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入確保	入院・外来患者の確保																			
		改善効果額																			
		患者一日一人当収入の増																			
		改善効果額																			
		その他					122	180	122	179			122	180	122	150	122	150			
		改善効果額					122	180	122	179			122	180	122	150	122	150	610	839	
		診療報酬加算取得(H22)					122	180	122	179			122	180	122	150	122	150			
		改善効果額					122	180	122	179			122	180	122	150	122	150	610	839	
		改善効果額																			
		費用削減	費用削減	人件費の見直し																	
うち退職手当以外																					
うち正職員																					
改善効果額																					
うち非常勤職員																					
改善効果額																					
その他													3	3	3	3	3	3			
改善効果額													3	3	3	3	3	3	9	9	
事務用OA機器等の整理及び縮減													1	1	1	1	1	1			
改善効果額													1	1	1	1	1	1	3	3	
リース契約等契約内容の見直し											2	2	2	2	2	2					
改善効果額											2	2	2	2	2	2	6	6			

(注)1 費用削減「その他」欄には、必要に応じて見直した経費等(材料費、薬剤費、委託費等)の内訳を記入すること。

2 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。

3 「普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	619	848
延長期間が2年以下の場合に加算する改善効果額 B	0	0
普通会計における改善効果額のうち病院事業会計に加算する額 C	0	0
A+B+C	619	848
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	461	461

(下北医療センター)

(5) 病院事業【延長計画策定団体】(つづき)

●各種経営比率

区分	目標又は実績	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成22年度	平成23年度	平成23年度	平成24年度	平成24年度	平成25年度	平成25年度	平成26年度	平成26年度
		(当初計画前4年度) (決算)	(当初計画前年度) (決算)	(当初計画初年度) (決算)	(当初計画第2年度) (決算)	(当初計画第3年度) (決算)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度) 目標	(当初計画第4年度) (延長計画初年度) 実績	(当初計画第5年度) (延長計画第2年度) 目標	(当初計画第5年度) (延長計画第2年度) 実績	(当初計画第5年度) (延長計画第2年度) 実績	(延長計画第3年度) 目標	(延長計画第3年度) 実績	(延長計画第4年度) 目標	(延長計画第4年度) 実績	(延長計画第5年度) 目標
経営指標	経常収支比率	91.5	95.6	95.4	96.7	100.1	101.8	101.7	101.3	100.3	101.8	99.5	103.5	100.6	103.5	97.0
	医業収支比率	91.4	93.2	93.2	93.9	92.4	94.5	94.3	94.5	90.7	95.0	91.0	96.5	90.2	96.5	87.6
	職員給与費率	52.2	47.9	48.3	52.0	53.9	54.1	53.6	54.6	55.6	54.2	53.0	53.3	52.0	53.3	53.9
	薬品材料費率	15.5	16.1	16.3	17.0	15.8	13.4	15.7	13.2	13.2	15.4	13.2	13.2	17.0	13.2	17.2
病床	病床利用率	一般	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		療養	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		結核	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		精神	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		感染症	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		計	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(注)1.当該地方公共団体において策定されている公立病院改革プランや公営企業経営健全化計画に定められた各種経営比率を記入すること。

- 複数の病院を有する事業にあっては、病院ごとに作成すること。
- 「病床利用率」欄には、稼働病床が許可病床と異なる場合における稼働病床利用率を上限()書きすること。
- 「類似規模」欄には、「地方公営企業年鑑」における経営規模別(黒字病院)の数値を記入すること。

●再編・ネットワーク化について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

圏域内に配置される病院は、医療センターが運営するむつ総合病院、むつリハビリテーション病院、大間病院、川内病院(現診療所)のみであり、国、県立病院等公的な他の医療機関が存在しないことから、ガイドラインが想定する大規模な再編は不可能な状況にあります。
このことから、当圏域における再編・ネットワーク化の具体策として、二次医療圏を越えた他医療圏との協力体制について、青森県保健医療計画に掲げる体制整備に積極的に参画していくこととします。

●経営形態の見直し(民間的経営手法の導入)について

※ 公立病院改革プラン(「公立病院改革ガイドライン」(平成19年12月24日付け総務省自治財政局長通知)参照)により定められた内容を記入すること。

医療センター設立当初から各病院、診療所の運営(経営、人事、財政、医師確保など)が構成市町村に委ねられています。このことは、共同事務処理による効率化を目的とする一部事務組合制度のメリットを大きく損ない、経営責任の所在が曖昧となり、不良債務を増大させた要因の一つであると考えられます。
以上を踏まえ、運営実態との整合を図り、企業会計による独立採算が困難であることを勘案し、小規模病院、診療所については当該市町村に移管し、がん診療等高度医療や二次救急医療を圏域全体に提供するむつ総合病院のみを一部事務組合方式により存続させることについて、検討協議を行います。
「地方公営企業法の全部適用」、「地方独立行政法人」、「指定管理者」、「民間移譲」など、具体的な経営形態の見直しについては、既に、むつリハビリテーション病院、風間浦診療所、東通地区診療所が利用料金制による指定管理者制度を導入し、平成21年度には大畑診療所も同様の制度に移行することとしております。その他の施設についても、再編成計画の内容との整合性を図りつつ、各運営形態の特徴を慎重に比較、検証し、効率的経営の可能性について検討を行って参ります。

(施設別検討項目)

- ①むつ総合病院
 - ・むつ総合病院のみを運営する一部事務組合へ移行
 - ・地方公営企業法の全部適用
- ②むつリハビリテーション病院
 - ・利用料金制による指定管理者制度を導入済(平成20年度)
 - ※国立病院に係る財産処分制限(10年間)の解除後における在り方について、具体的検討を行う
- ③大間病院
 - ・地方公営企業法の全部適用
 - ・指定管理者制度の導入
- ④川内病院
 - ・指定管理者制度の導入
- ⑤大畑診療所
 - ・利用料金制による指定管理者制度の導入(平成21年度)
- ⑥脇野沢診療所
 - ・指定管理者制度の導入
- ⑦風間浦診療所
 - ・利用料金制による指定管理者制度を導入済(平成20年度)
- ⑧東通地区診療所
 - ・利用料金制による指定管理者制度を導入済(平成18年度)
- ⑨佐井地区診療所
 - ・指定管理者制度の導入